

昭和二十三年法律第二百三号
保健師助産師看護師法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）	第二章 免許（第七条—第十六条）	第三章 試験（第十七条—第二十八条の二）	第四章 業務（第二十九条—第四十二条の三）	第四章の二 雜則（第四十二条の四—第四十二条の六）
第五章 罰則（第四十三条—第四十五条の三）	第六章 総則	第七章 罰則（第十四条—第十五条の三）	第八章 罰則（第十六条—第十七条の三）	第九章 罰則（第十八条—第十九条の三）
附則	附則	附則	附則	附則

一 儲金以上の刑に処せられた者
二 前号に該当する者を除くほか、保健師、助産師若しくは看護師が第十九条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は不正の行為があつた者

産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

三 心身の障害により保健師、助産師、看護師を損するような行為があつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

又は准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

五 厚生労働省に保健師籍、助産師籍及び看護師籍を備え、登録年月日、第十四条第一項の規定による処分に関する事項その他の保健師免許、助産師免許及び看護師免許に関する事項を登録する。

六 戒告

七 三年以内の業務の停止

八 免許の取消し

九 三年以内の業務の停止

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

四 三年以内の業務の停止

五 戒告

六 三年以内の業務の停止

七 戒告

八 三年以内の業務の停止

九 戒告

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 戒告

- | | |
|----|--|
| 10 | つて、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えることができる。 |
| 11 | 前項の規定により弁明の聴取を行う場合における者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
一 前条第一項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容
二 当該処分の原因となる事実
三 弁明の聴取の日時及び場所 |
| 12 | 厚生労働大臣は、第九項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。 |
| 13 | 第十項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。 |
| 14 | 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第九項又は第十一項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。 |
| 15 | 厚生労働大臣は、第三項又は第九項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合は、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一 当該処分に係る者の氏名及び住所
二 当該処分の内容及び根拠となる事実
三 第三项の規定により意見の聴取を行う場合における第四項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第九項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十項の通知は、それぞれ県知事による弁明の機会の付与に代えて、准看護士による弁明の機会の付与に代えて、准看護士の聴取を行わせることができる。 |
| 16 | 都道府県知事は、前条第二項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事による弁明の機会の付与に代えて、准看護士による弁明の機会の付与に代えて、准看護士の聴取を行わせることができる。 |
| 17 | 護師試験委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。 |
| 18 | 第十項、第十二項及び第十三項の規定は、准看護師試験委員が前項の規定により弁明の聴取を行う場合について準用する。この場合において、第十項中「前項」とあるのは「第十六項」と、「前条第一項」とあるのは「前条第二項」と、第十一項中「第十項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第十七項において準用する第十項」と、第十三項中「都道府県知事又は医道審議会の委員」とあるのは「准看護師試験委員」と、「第九項又は第十一項前段」とあるのは「第十六項」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。 |
| 19 | 第三項若しくは第九項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合、第十一項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合又は第十六項の規定により准看護師試験委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。 |
| 20 | 第十五条の二 厚生労働大臣は、第十四条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた保健師、助産師若しくは看護師又は同条第三項の規定により保健師、助産師若しくは看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、保健師、助産師若しくは看護師としての倫理の保持又は保健師、助産師若しくは看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「保健師等再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。 |
| 21 | 都道府県知事は、第十四条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた准看護師又は同条第三項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、准看護師としての倫理の保持又は准看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「准看護師再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。 |
| 22 | 厚生労働大臣は、第一項の規定による保健師等再教育研修を修了した者について、その申請により、保健師等再教育研修を修了した旨を保健師籍、助産師籍又は看護師籍に登録する。 |
| 23 | 都道府県知事は、第二項の規定による准看護師再教育研修を修了した者について、その申請により、保健師等再教育研修を修了した旨を保健師籍に登録する。 |
| 24 | 厚生労働大臣は、准看護師試験又は准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定めた基準に従い、毎年少なくとも一回これを行ふ。 |
| 25 | 第一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において一年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者 |
| 26 | 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した保健師養成所を卒業した者 |
| 27 | 三 外国の第二条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において |
| 28 | 6 第三項の登録を受けようとする者及び保健師、助産師又は看護師に係る再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。 |
| 29 | 7 前条第九項から第十五項まで（第十一項を除く。）及び第十八項の規定は、第一項の規定により准看護師試験委員が弁明の聴取を行う場合において、必要な技術的読替えによる命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 |
| 30 | 8 第十六条 この章に規定するもののほか、免許の申請、保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返却及び提出並びに住所の届出に関して必要な事項は政令で、前条第一項の保健師等再教育研修及び同条第二項の准看護師の保健師等再教育研修並びに同条第二項の准看護師の保健師等再教育研修及び同条第三項の保健師籍の登録並びに同条第五項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に關して必要な事項は厚生労働省令で定める。 |
| 31 | 9 第十七条 保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験は、それぞれ保健師、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技能について、これを行う。 |
| 32 | 10 第十八条 保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験は、厚生労働大臣が、准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定めた基準に従い、毎年少なくとも一回これを行ふ。 |
| 33 | 11 第十九条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。
一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において一年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者 |
| 34 | 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した保健師養成所を卒業した者 |
| 35 | 三 外国の第二条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において |

保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの 第二十一条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した学校において一年以上助産に関する学科を修めた者

二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した助産師養成所を卒業した者

三 外国第三条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの 第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定了した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。第四号において同じ。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者

二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定了した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者

三 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者

四 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前三号に規定する大学、学校又は養成所において二年以上修業したもの

五 外国第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

第二十二条 準看護師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。
 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者
 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
 三 前条第一号から第三号まで又は第五号に該当する者
 四 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前条第五号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの
第二十三条 厚生労働大臣は、保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の科目若しくは実施若しくは合格者の決定の方針又は第十八条に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聽かなければならない。

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第十九条第一号若しくは第二号、第二十条第一号若しくは第二号、第二十一条第一号から第三号まで又は前条第一号若しくは第二号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聽かなければならない。
第二十四条 保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の実施に関する事務をつかさどらせるため、厚生労働省に保健師助産師看護師試験委員を置く。
 2 保健師試験委員に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第二十五条 準看護師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）をつかさどらせるために、都道府県に准看護師試験委員を置く。
 2 準看護師試験委員その他保健師国家試験、助産師国家試験又は准看護師試験の実施に関する事務をつかさどる者（指定試験機関をいう。）（次条第一項に規定する指定試験機関をいう。）の役員又は職員（第二十七条の五第一項に規定する

する指定試験機関准看護師試験委員を含む。第二十七条の六において同じ。）を含む。）は、その事務の施行に当たつては厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。
第二十七条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めたところにより、一般社団法人又は一般財团法人であつて、試験事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして当該都道府県知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。
 2 都道府県知事は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。
第二十八条 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき准看護師試験に係る手数料を徴収する場合においては、准看護師試験（第一項の規定により指定試験機関が試験事務を行うものに限る。）を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料の全部又は一部を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

第二十七条の二 試験事務に従事する指定試験機関の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 2 都道府県知事は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は处分を含む。）若しくは第二十七条の四第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたときは、又は試験事務に関する著しく不適当な行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

第二十七条の三 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、都道府県知事の認可を受けなければならない。
 2 準看護師試験委員に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。
第二十七条の四 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）をつとめ、都道府県に准看護師試験委員を置く。
 2 準看護師試験委員その他保健師国家試験、助産師国家試験又は准看護師試験の実施に関する事務をつかさどる者（指定試験機関をいう。）（次条第一項に規定する指定試験機関をいう。）の役員又は職員（第二十七条の五第一項に規定する

する指定試験機関准看護師試験委員を含む。第二十七条の六において同じ。）を含む。）は、その事務の施行に当たつては厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。
第二十七条の五 指定試験機関は、試験事務を行なう場合において、試験の問題の作成及び採点について、指定試験機関准看護師試験委員（以下この条において「試験委員」という。）に行わせなければならない。
第二十七条の六 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。
第二十七条の七 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。
第二十七条の八 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に従事する職員に監督上の必要な命令を下すことができる。この場合において、都道府県知事は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。
第二十七条の九 都道府県知事は、指定試験機関が第二十七条の十の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定試験機関が天災その他事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。
第二十七条の十五 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第五十五条第七項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四十二条の六

この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

第五章 罰則

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十三条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、なお従前の例によることとされる。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(検討)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二二日法律第

(旧法の規定による免許を受けた者)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の保健婦助産婦看護婦法（以下「旧法」という。）の規定による保健婦免許若しくは保健士の免許、助産婦免許、看護婦免許若しくは保健士の免許又は准看護婦免許若しくは准看護

看護師免許又は准看護師免許を受けた者とみなす。

(旧法の規定による試験に合格した者)

第三条 旧法の規定による保健婦国家試験（保健士になるためのもの）を含む。附則第六条及び第七条において同じ。）、助産婦国家試験、看護婦国家試験（看護士になるためのものを含む。附則第六条及び第七条において同じ。）又は准看護

護婦試験（准看護士になるためのものを含む。附則第六条及び第七条において同じ。）に合格した者は、新法の規定による保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師国家試験又は准看護師試験に合格した者とみなす。

(旧法の規定による籍)

第四条 旧法の規定による保健婦籍若しくは保健士の籍、助産婦籍、看護婦籍若しくは看護士の籍又は准看護婦籍若しくは准看護士の籍は、新法の規定による保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍とみなす。旧法の規定によりなされた保健師籍若しくは保健士の籍、助産婦籍若しくは看護士の籍又は准看護士の籍又は准看護婦籍若しくは准看護士の籍又は准看護婦籍若しくは准看護士の籍への登録は、新法の規定によりなされた保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍への登録とみなす。

(旧法の規定による免許証)

第五条 旧法の規定により交付された保健婦免許証若しくは保健士の免許証、助産婦免許証、看護婦免許証若しくは看護士の免許証又は准看護士の免許証若しくは准看護士の免許証は、新法の規定により交付された保健師免許証、助産師免許証、看護師免許又は准看護師免許とみなす。

(試験に関する経過措置)

第六条 この法律の施行日の属する年において旧法の規定により行われた保健婦国家試験、助産師試験、看護婦国家試験又は准看護婦試験は、新法の規定により行われた保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看

護師試験とみなす。

(受験資格に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に保健婦国家試験、助産婦国家試験、看護婦国家試験又は准看護婦試験を受けることができる者は、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験を受けることができる。

(施行期日)

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び

第千三百四十四条の規定

（施行期日）

抄

（平成一三年六月二九日法律第八

七号）

抄

（施行期日）

にされた行政の處分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できまいこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む）の訴え提起については、なお従前の例による。

取消しの請求の提起は、いってはなほ前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則
(罰則に関する経過措置)

第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行

第十条 附則第五条から前条までに定めるものの
（その他の経過措置の政令への委任）
後にしてた行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

ほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日） 三月二五日 法律第八八二年六月二五日附則抄

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三二
第略

第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十二条及び第七十二条の規

正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十九

第二十七条及び第四十一条の規定 平成二十二年十月一日
(検討)

五四
管略

七条まで、第二十八条、第三十条、第三十一
条第一項、第三十三条から第三十九条まで、
第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の
規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる
改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、
附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正
規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条の
及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高
齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支
援等に関する法律（平成十七年法律第二百二
四号）第二条第五項第二号の改正規定（同
条第十四項）を「同条第十一項」に、「同条第
十八項」を「同条第十六項」に改める部分
に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六
条及び第七十条の規定 平成二十七年四月

3
要の措置を講ずるものとする。
政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

五
第四条のうち、医療法の目次の改正規定（第三章 医療の安全の確保（第六条の九一）第六条の十二）を「第三章 医療の安全の確保のための確保／第一節 医療の安全の確保のための措置（第六条の九一第六条の十四）／第二節 医療事故調査・支援センター（第六条の十五一第六条の二十七）」に改める部分に限る。）、同法第三章中第六条の九の前に節名を付する改正規定、同章中同法第六条の十二を同法第六条の十四とする改正規定、同法第六条の十一第一項の改正規定、同条を同法第六条の十三とする改正規定、同法第六条の十の改正規定、同条を同法第六条の十二とする改正規定、同法第六条の九の次に二条を加える改正規定、同章に一節を加える改正規

定、同法第十七條の改正規定、同法第七十一
条第三項の改正規定（第六条の十一第四項）
を「第六条の十三第四項、第六条の二十一、
第六条の二十二第二項」に改める部分に限
る）、同法第七十三条の次に一条を加える改
正規定及び同法第七十五条の改正規定、第八
条の規定並びに第二十一条の規定（第三号に
掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六条

第二十九条

第二十七条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に看護師免許を受けている者及び同号に掲げる規定の施行前に看護師免許の申請を行つた者であつて同号に掲げる規定の施行後に看護師免許を受けたものについては、第八条の規定による改正後の保健師助産師看護師法（次条及び附則第二十九条において「新保助看法」という。）第三十七条の二第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行後五年間は、適用しない。

第二十八条 新保助看法第三十七条の三第一項の規定による指定を受けようとする者は、第五号の規定によりて申込を行うことができる。

第二十九条 政府は、医師又は歯科医師の指示の下に、新保険看護法第三十七条の二第二項第二号に規定する手順書によらないで行われる同項第一号に規定する特定行為が看護師により適切に行われるよう、医師、歯科医師、看護師その他関係者に対して同項第四号に規定する特定行為研修の制度の趣旨が当該行為を妨げるものではないことの内容の周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(檢討) 第二十七条及
七年十月一日

ひ第四十一條の規定

(罰則の適用に関する経過措置)

規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 費
（平成三〇年六月二七日法律第六
抄 六号）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年（施行期日）

一 第一条、第五条（行政手続における特定の
当該各号に定める日から施行する。）

個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。) 及び第十三条の規定並びに附則第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定 公布の日

二及び三 略

を除く。)、第四条(子ども・子育て支援法第三十四条第一項第一号、第三十九条第二項及び第四十条第一項第一号の改正規定に限る。)及び第七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成三十一年四月一日

(処分申請等に関する経過措置)

定については、当該各規定以下この条及び次条において同じ)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際にこの法律による改正前のそれぞの法律の規定によりされた認定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者は異なることとなるものは、附則第二条から前

条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日

以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為に付なす。

2 分等の行為又は申請等の行為とみなす
この法律の施行の日前にこの法律による改正
前のそれぞれの法律により國又は地方公團
共團体の機關に対し、報告、規定、届出その他の手續
をしなければならぬ事項で、この法律の施行の日前に
この法律の施行の日前にこの法律による改正

の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほ

か、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならぬ事項についてその手続がさ

（罰則に関する経過措置）
正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
れていないものとみなして、この法律による改

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日) 号附則抄 (令和四年六月一七日法律第六八)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。